



報道機関 各位

資料提供 令和5年2月8日
生活環境部自然保護課
主幹(兼)班長 佐藤 文秀
副主幹 藤原 一樹
主任 石塚 優大
電話 018-860-1613
美の国あきたネット掲載 有

野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認 について（八郎潟町（野鳥国内181例目））

令和4年12月5日に八郎潟町で収容され、その後死亡したハヤブサ1羽について、本日、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出された旨、環境省から連絡がありましたのでお知らせします。

1 これまでの経緯

- ・12月5日（月）に八郎潟町内で動けない鳥がいるとの連絡を受けて、県鳥獣保護センターが、建物に衝突したと思われるハヤブサ1羽を収容。傷病鳥として経過観察していたが、翌6日（火）に死亡。
- ・1月10日（火）に死亡個体を、環境省からの依頼により鉛汚染状況調査の検体として提供。

2 検査結果

- ・検体の送付先である猛禽類医学研究所が鉛汚染状況の検査を行うにあたり、所内での感染予防のため鳥インフルエンザの簡易検査及び遺伝子検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスを確認。
- ・検体を国立環境研究所に送付し、病原性についての検査を実施したところ、2月8日（水）、H5亜型鳥インフルエンザの陽性を確認。
- ・本事例は、県内では2例目（国内では181例目）の野鳥における高病原性鳥インフルエンザ確認事例となります。

3 今後の対応

令和~~4年12月5日~~5年2月3日付けで環境省がハヤブサの回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定しましたが、回収から28日を経過し、1月2日付けで解除（指定時に解除済）となっていることから、特段の対応はありません。

なお、国内の対応レベルは3（国内複数箇所発生）となっており、野鳥の監視を強化していますが、現時点でハヤブサの回収地点及びその周辺では野鳥の異常死等は確認されていません。

4 その他

- ・鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後は手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- ・外傷等がなく死んでいる野鳥を発見した場合は、必要に応じて検査を行いますので、各地域振興局森づくり推進課もしくは県自然保護課まで御連絡をお願いします。

訂正

- 全国で高病原性鳥インフルエンザの発生が続いていることから、野鳥が一箇所に集まりすぎたり、野鳥と人の接触を避けるため、野鳥への餌付けは自粛するようお願いいたします。